

令和2年度 第1回総会議事録

十津川村農業委員会

1. 開催日時 令和2年4月9日（金） 9時00分～10時21分
2. 場 所 十津川村役場第3会議室
3. 出席委員 10名
1：平瀬 肇万 2：泉 道夫 3：小西 多美子
4：温井 正吾 5：辻村 啓之 6：向峯 周和
7：藤森 弘晴 10：増谷 周三 11：坂口 ひろみ
12：杉本 扇一
4. 欠席委員 8：伊葉 爲利 9：玉置 久美
5. 事務局 事務局長：浦 誠 事務局：敷地 浩樹、岸上 拓夢
6. 議事録署名委員 6：向峯 周和 7：藤森 弘晴
7. 議 案
議第1号 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
議第2号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
議第3号 農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について
議第4号 農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について

議事内容

浦事務局長

皆様おはようございます。ただいまから第1回農業委員会総会を始めさせていただきます。新型コロナウイルスの感染が心配される中での総会でございますが、農業委員会等に関する法律の第32条で総会は公開となっておりますので、本日皆様ご無理を申し上げてお集まりいただきました。ご協力の方、よろしく願いいたします。なお、本日の総会にあたりましての資料を確認させていただきます。まず、会議案、青の表紙でタイトル付けております、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価、黄色の表紙の令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画、そして、令和元年度農業委員会互助会決算書、令和2年度農林関係予算についての以上でございます。

それでは、平瀬会長、よろしく願いいたします。

平瀬会長

あらためて、おはようございます。本日の総会は、世界的に流行しております新型コロナウイルスの感染予防のために、会議案については、事前に皆様に配布しております。本日の議案については、農地申請審査はありません。説明については、要点のみとして、極力、総会の時間を短縮して行わせていただきますので、委員各位のご協力をよろしく願いいたします。

なお、本日は、委員12名中10名の出席で、この総会は成立しております。欠席は、玉置委員と伊葉委員です。既に連絡を受けております。本日の議事録署名委員は、向峯委員と藤森委員にお願いします。また、本日の議事録については、別添資料として、会議案及び議案に係る資料を添付しての議事録とさせていただきます。それでは意義ございませんか。

一 同

異議なし

平瀬会長

それでは、議案に入りますが、先ほど申しあげましたように、なるべくスムーズに審議いただきますようお願いいたします。

議第1号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、事務局より説明をお願いします。

事務局敷地

それでは、議第1号、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、青い表紙の方、ご覧ください。こちらの方、変更点や実績、要点のみ説明させていただきます。

まず、最初に1ページ目に関しましては、農業委員会の状況ということで数値は変わりありません。

2ページ目、担い手への農地の利用集積、集約化というところです。その3の部分、目標の達成に向けた活動の部分で、活動計画は、農地利用を促進するため、農業者に作業委託や使用貸借を促す、ということになっております。活動実績としまして、産業課の方でやっております、農地担い手支援事業という事業がありまして、第三者に農地を貸して、耕作をしてもらった方に補助金を出すような事業がありまして、そちらの方が、5月に2日間で2件、6月に1日で1件、7月に2日間で2

件、8月に3日間で4件の実績がありました。そちらの方を書かせていただいております。評価としましては、作業従委託により、10,767㎡の農地利用実績ということでさせていただいております。

3ページ目をご覧ください。新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということでございます。2番の令和元年度の目標及び実績でございますが、参入目標は2経営体で、目標面積が0.2haとなっております。実績としましては、1経営体の0.1haとなっております。この1経営体は、去年の第3回農業委員会総会で第3条申請でありました、■■■さんとなります。面積的には、1,261.91㎡の新規取得となりましたので、参入実績として書かせていただいております。目標に対する評価としましては、目標のとおり達成することができなかった。Iターン者など農業に関心を持つ者に新規参入を促したが実現できなかったとさせていただいております。

4ページ目、遊休農地に関する措置に関する評価ということでございます。目標及び実績でございますが、解消目標が0.5haで、解消実績が0.4haでございました。達成状況で80%とさせていただいております。評価でございますが、評価としては、農業者の努力により、目標に近い遊休農地が解消された、とさせていただいております。

5ページをご覧ください。違反転用への適正な対応ですが、こちらの方、令和元年度は無かったということで0とさせていただいております。3には、農地パトロールを実施した期間を書かせていただいております。

6ページをご覧ください。こちらに関しましては、令和元年度に審議した3条申請と5条申請について書かせていただいております。

7ページをご覧ください。こちらもありません。

8ページ、地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容としまして、特になしということで、最後に事務実施状況の公表等では、総会の議事録は事務局に備え付け、2はなし、3の活動計画の点検・評価の公表は、この総会が終わりました後にHP上にて公表させていただいております。点検・評価については、以上となります。

平瀬会長 ありがとうございます。ただいまの説明について、質問ございませんか。

一 同 質問なし

平瀬会長 無いようでしたら、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、決定することよろしいでしょうか。

一 同 異議なし

平瀬会長 承認いただきましたので、決定し、公表させていただきます
次に、議第2号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局より説明お願いいたします。

事務局敷地

それでは議第2号、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画ということで、黄色の表紙の方、ご覧ください。

1ページ、農業委員会の状況としまして、先ほどと数値は変わりませんが、真ん中の表の農地台帳面積のみ変わっております。前は222haとなっておりましたが、今回220haで、2ha減っております。

2ページ目をご覧ください。担い手への農地の利用集積・集約化でございます。真ん中の新たな農業経営を営もうとする者の参入促進の2、令和2年度の目標及び活動計画、一番下のところでございますが、参入目標数が2経営体、目標面積が0.2haとさせていただいております。活動の計画としましては、農地利用が可能と考えられるIターン者や定年帰農者等に村当局とともに農業関係支援事業等を説明し農地の利用を促すとさせていただいております。

3ページ、遊休農地に関する措置でございます。今年の3月現在の状況でございます。管内の農地面積は、106ha、そのうち遊休農地面積は8haでございます。次に、下の違反転用への適正な対応をご覧ください。こちら例年通りでございます。活動計画は以上となります。

平瀬会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、質問はございませんか。

杉本委員

新たな農業経営を営もうとする者の参入促進とありますが、令和元年度は実績はなかったわけなんですけど、令和2年度も同じ目標としていますが、何か新たな施策とか何か盛り込まれていますか。

事務局敷地

いつもどおりではあります。農地担い手支援事業とか、そういう補助金関係を紹介して、農業にあたってもらうというところです。

平瀬会長

他にありませんか。

一同

質問なし

平瀬会長

無いようですので、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、決定してよろしいでしょうか。

一同

異議なし

平瀬会長

ありがとうございました。承認いただきましたので、決定し、公表させていただきます。

次に、議第3号、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、事務局よりご説明をお願いします。

浦事務局長

農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定についてでございます。十津川村農業委員会では、農地法施行規則第17条第2項により、次のとおり定めるの議案でございます。別段の面積を10a、適応する全ての区域として、十津川村の全ての区域とさせていただいております。

こちらにつきましては、農地法では、農地を取得するにあたっての下
限面積は50aと定められています。ただし、各市町村の農業委員会に
よりまして、別段の面積を設けることができるということになってお
り、十津川村農業委員会では、施行規則の第17条第2項、こちらにつ
きましては、現に耕作に供されていない農地があること、これは遊休農
地のことを言います。遊休農地の面積を下げることによって地域の農業
上の効率的な利用に影響がないということが明らかであれば下げること
が可能となっております。そこで十津川村は10aとさせていただきたい
と思っておりますのでよろしくお願いいたします。あと、近隣で最近出てき
ましたのが、空家バンクに登録されている建物に付随する農地について
は、1aという下限面積を設ける市町村が出てきております。奈良県内
でも2、3つあるようですので、これらにつきましては、また県の方と
も調整させていただきまして、また改めて総会で皆さんにご相談させ
ていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

空家バンクに登録されている家で、そこが何もかも放したいが、農地
を1反分も持ってない家もあります。その部分も一緒に渡したいという
場合であれば、別段の面積を1a以上であればOKというものです。よ
く2畝言ったら200㎡なんですが、空家バンク登録している家で20
0㎡の農地も一緒に付いていたとしても、その農地を空家バンクで一
緒に買えないのかと言ったら、今の十津川村では農地が1,000㎡ない
とダメなんです。家だけは買えるけど畑は一緒に買えないということに
なりますので、そこを解消するために、一部他の市町村では下限面積を
1aに下げて行っているところが出てきました。

杉本委員 それは空家バンクに登録しているところだけ1aにするということ
ですか。

浦事務局長 そうです。空家バンクに登録している家と一緒に付随する農地を取
得する場合に限っては10a以下でも構いませんということです。

杉本委員 それだけ特例的に認めるということですね。

浦事務局長 十津川村の場合は、毎年総会で審議しておかないと自動的に50aに
戻ってしまいますので、50aといたら5反部となりますので、十津
川村ではそれに合致する方はいないと思います。本来でしたら農林業セ
ンサスでは、前々回の調査がまだいきていますので、十津川村で、皆
さん平均で持たれているのは20aになるんです。17条の第1項なら2
反部としなければなりません、遊休農地もありますし、新しい人に農
業してくださいということで、2項を使って10aで決定させていただ
いております。

平瀬会長 それではただ今説明していただいたことについて質問ございませ
んか。

一 同 質問なし

平瀬会長 それでは、農地法第3条第2項第5号の別段の面積の設定について、原案通り決定することよろしいでしょうか。

一 同 異議なし

平瀬会長 ありがとうございます。それでは承認させていただきます。
次に、議第4号、農地法第52条の意見に基づく賃借料情報の提供について、事務局より説明をお願いいたします。

浦事務局長 それでは最後3ページをお願いします。議第4号、農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供についてです。農地法第52条の規定に基づく賃借料情報について、十津川村農業委員会で検討した結果、次のとおりとするの議案でございます。十津川村では使用貸借というのは過去にございましたが、賃借料をお支払いしての農地の貸し借りというのにはございません。よって、数値を拾い出すのが困難でございますので、奈良県農業会議が公開している情報を提供させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。なお、こちらに書かれている金額でございますが、賃借料額で、年間で10aお借りした時の金額でございます。例で申し上げますと、一番上の田+畑では、奈良県の平均が7,825円、奈良県の最大が16,000円、最小が2,900円ということです。その下が吉野郡、平均が11,667円、最大が15,000円、最小が5,000円ということになっております。

平瀬会長 それではただいまの説明について、質問ございませんでしょうか。

一 同 質問なし

平瀬会長 それでは質問がないようでございますので、農地法第52条の規定に基づく賃借料情報の提供について、原案とおりの決定し、情報提供することとしてよろしいでしょうか。

一 同 異議なし

平瀬会長 それでは承認させていただきます。
ありがとうございました。本日の議案は以上になります。駆け足で進ませていただき、皆さんご協力いただきありがとうございました。

その他

- ・農業委員会互助会の決算について
農業委員会互助会の令和元年度の決算が実施され、承認される。
- ・令和2年度 農林関係予算について
産業課より、令和2年度、農林関係予算について、説明が行われる。

10時21分終了